

議会報告会に関する条例例(条例施行日順)

栗山町議会(平18.5.18)…第4条5：議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

8：議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

伊賀市議会(平19.2.28)…第6条4：議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

第7条：議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2：議会報告会に関することは、別に定める。⇒「伊賀市議会報告会実施要綱」/「議会報告会の基本的な考え方」

(類似条文：所沢市議会(平21.3.3)、宝塚市議会(平23.4.1))

京丹後市議会(平20.4.1)…第5条2：議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催するよう努めるものとする。

⇒(平24.3.1)第5条2：議会は、会期中又は閉会中を問わず、市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

5：議会は、定例会閉会後に、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会等を開催しなければならない。

松本市議会(平20.4.1)…第6条4：議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握するため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

第7条3：議会は、議会の活動を広報するため、必要に応じて議会報告会を開催するものとする。

熊取町議会(平20.4.1)…第6条：議会は、議会及び議員の活動原則に基づく町民との多様な意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2：議会報告会に関することは、別に定める。

会津若松市議会(平20.6.23)…第5条4：議会は、市民の多様な意見を把握し反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

流山市議会(平21.4.1)…第10条：議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2：議会報告会に関することは、別に定める。⇒「流山市議会報告会実施要綱」

大東市議会(平22.4.1)…第6条2：議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

第7条：議会は、市政の諸課題に対処するため、市民への報告および市民との意見交換の場として、議会報告会を開催するものとする。

2：議会報告会に関する事項は、別に定める。

多摩市議会(平22.9.8)…第5条3：議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

(1)議会報告会及び意見交換会の実施、(2)パブリックコメントの実施、(3)アンケート調査等の実施

亀岡市議会(平22.10.14)…第7条：議会は、市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会審議の経過等を説明するとともに、市政全体にわたり、市民と自由に情報及び意見を交換するものとする。

四日市市議会(平23.5.1)…第23条：議会は、議会活動について市民等に対し報告等を行う場(報告会等)を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。
2：報告会等に関し必要な事項は、別に定める。

(類似条文：松阪市議会(平24.11.1))

岸和田市議会(平23.5.1)…(議会報告会等に関する具体的な条文なし)

四条畷市議会(平24.4.1)…第5条2：議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

第6条：議会は、議会主催の議会報告会を開催し、市政全般に関する課題について、市民と意見交換を行うものとする。

2：議会報告会に関することは、別に定める。

茨木市議会(平25.1.31)…第5条：議会は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、市民に対して説明責任を有する。

2：前項の責任を果たすため、議会報告会を開催するものとする。

西脇市議会(平25.4.1)…第18条：議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を原則として年2回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意思を聴取して議会活動の改善を図るものとする。

堺市議会(平25.4.1)…第22条：議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催するものとする。

泉佐野市議会(平25.4.1)…第6条：議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する意見交換会を行うものとする。

豊能町議会(平25.11.1)…第5条5：議会は、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような意見交換の場を設ける等、議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

7：議会は、町民に対する議会報告会を年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

交野市議会(平26.1.1)…第8条：議会は、議会報告会の開催により市民への議会活動の報告及び市民との意見交換を行うものとする。

枚方市議会(平26.4.1)…第22条：議会は、必要に応じて、議会活動について市民等に対し報告等を行う場を設け、情報提供及び情報共有に努めるものとする。

泉大津市議会(平26.7.1)…第12条：議会は、市民の意見を聴く機会を設けるなど、市民が議会の活動に参画する機会の確保を図り、市民の意思を市政に反映することができるよう努めるものとする。

第13条：議会は、前条の趣旨に基づき、その一環として課題を共有し、解決に向けて意見集約を図れるよう、市民との意見交換会を開催するものとする。

2：意見交換会の詳細については、別に定めるものとする。⇒「[泉大津市議会基本条例運用基準](#)」

能勢町議会(平27.1.1)…第9条5：議会は、町民との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

泉南市議会(平27.4.1)…第7条：議会は、政策立案等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとする。